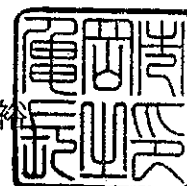


亀岡市公告第11号

亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年2月19日

亀岡市長 桂川 孝祐



1 事業概要

(1) 事業名

亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）

(2) 事業内容

市庁舎において、再生可能エネルギーの利用促進による温室効果ガスの削減を図るため、初期投資ゼロの第三者所有モデル(PPA事業)による太陽光発電設備等導入事業を実施する。PPA事業者の費用負担で、太陽光発電設備を設置・運用・維持管理を行い、市は、太陽光発電設備で発電した電気を利用し、利用した分の電気代をPPA事業者に支払う。

(3) 事業期間

令和6年度～令和26年度（20年間）

(4) 事業限度額

債務負担行為の限度額 135,760千円（予定）

2 その他

詳細は、亀岡市庁舎への太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）公募型プロポーザル実施要領による。